

第6章 推進体制

1 計画の推進にあたって

本計画は、こどもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、こども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援事業や次世代を育成するための施策を体系的に位置づけるものです。

こどもに関わるすべての分野が連携して事業を展開し、こどもと子育て家庭を多方面から総合的に支援していくことを目的としていることから、その範囲は福祉・保健・医療から教育、労働、防犯等、行政全般にわたっています。

本市で育つすべてのこどもが、他者を思いやる気持ちをもった、次世代を担うたくましい存在として成長するための環境の整備は、行政のみの取組ではなく、関係諸機関、地域の自主活動組織や市民、企業等の参画が必要であり、その意識啓発と協働に努めていく必要があります。

特に、市民自らがこどもや子育ての問題全体に目を向け、互いに助け合う意識を持ち、支え合っていくことは、地域のつながりを強め、新たなコミュニティの形成を生み出す力にもなります。また、こどもが権利の主体として、本計画の推進にも関わることが重要です。

以上のような認識のもとに、関係諸機関との連携体制、庁内の体制づくりを進め、計画を推進していきます。

2 計画の推進体制

(1) 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに沿って、浜田市保健医療福祉協議会（子ども・子育て会議）において定期的な進捗状況等の評価等を行います。

(2) 市民との協働体制

本計画に掲げる子育て支援施策が、地域に根付き継続的に展開されるためには、市民が積極的に計画の推進に関わり、こどもの成長や自立を草の根レベルから支えていく体制づくりが必要です。

保護者同士が交流・連携を強めるとともに、地域住民の関心の喚起を図り、こどもや子育てに市民やこども自身が自主的に活躍できる土壌づくりを進めます。

また、ボランティア団体やNPOと行政が連携して子育て支援の推進について検討するとともに、地域ニーズの適切な把握と対応に努め、効率的・効果的に事業を推進します。特に、本計画の対象の主体となるこども・若者の意見を取り入れながら、計画における各施策・事業等の推進を図ります。

(3) 関連諸機関との連携体制

こどもが健やかに生まれ育ち、自立を促進するためには、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校等をはじめ社会福祉協議会、企業等、関連する様々な機関との連携が必要です。

市内の関係諸機関の運営に対して積極的な協力を行うとともに、それらの機関との連絡調整を図り、計画の進捗状況等に関する情報等を共有化し、事業の円滑な推進に努めます。

(4) 庁内推進体制

本計画を着実に推進していくためには、施策・事業の実施状況を適宜把握し、新たな問題点や課題への対応をはじめ、事業の評価、再検討等を行う継続的な組織体制が必要です。特に本計画は、「児童福祉」のみならず施策の総合的な展開をめざすものであるため、部署間の連絡調整や連携強化に努めます。事業の評価、再検討等に際しては、こどもの意見を聴く機会も確保し、こどもが主体的に関わることができるよう取り組みます。